

※同一イベントにおける「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の取扱いの見直しに伴い、別添 8、別紙 1、別紙 2、別紙 4を変更しています。

令和 4 年 9 月 21 日

イベント等の開催に係る留意事項について
(イベント等に関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡等を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間
令和 4 年 9 月 26 日 (月) から

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(最低 1 m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

- 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
- 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50% (大声あり)、100% (大声なし) とする。
- なお、基本的に「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外であるが、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、感染防止安全計画の対象となる。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

ただし、上記2の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント(大声なし(※))を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

(※) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合も含まれる。

4 感染防止安全計画の策定・提出

(1) 対象

大声なし(※)の5,000人超かつ収容率50%超のイベント

※ 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合も含む。

- 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

(2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

(3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

5 留意事項

別添8：イベント等の開催に係る留意事項

別紙1：チェックリスト

別紙2：感染防止安全計画

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年9月8日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その7)」(令和4年9月8日付け事務連絡)